

## 富山県防災会議委員名簿(平成23年9月2日現在)

区分	職名	氏名	備考
会長	富山県知事	石井 隆一	
1号 (14名)	中部管区警察局長	渡辺 巧	
	北陸総合通信局長	斎藤 一雅	
	北陸財務局富山財務事務所長	長妻 幸宏	
	東海北陸厚生局長	関山 昌人	
	富山労働局長	堀江 雅和	
	北陸農政局長	高嶺 彰	
	中部森林管理局名古屋事務所長	竹林 章	
	中部経済産業局長	紀村 英俊	
	中部近畿産業保安監督部長	木村 紀雄	
	北陸地方整備局長	前川 秀和	
	北陸信越運輸局長	最勝寺 潔	
	大阪航空局小松空港事務所空港長	白勢 成一	
	東京管区気象台富山地方気象台長	藤井 幹雄	
	第九管区海上保安本部伏木海上保安部長	井上 雅英	
2号	陸上自衛隊第14普通科連隊長	富樫 勇一	
3号	富山県教育委員会教育長	寺林 敏	
4号	富山県警察本部長	萱嶋 満津保	
5号 (5名)	富山県副知事	植出 耕一	
	富山県知事政策局長	吉田 修	
	富山県経営管理部長	出口 和宏	
	富山県商工労働部次長	上田 順子	
	富山県砺波厚生センター所長	垣内 孝子	
6号 (4名)	富山県市長会長	森 雅志	
	富山県町村会長	伊東 尚志	
	富山県消防長会長	兜山 邦宏	
	(財)富山県消防協会会長	佐伯 光一	
7号 (27名)	日本銀行富山事務所長	水上 誠一	
	郵便事業(株)北陸支社長	千葉 吉弘	
	郵便局(株)北陸支社長	高野 重実	
	北陸電力(株)代表取締役社長	久和 進	
	関西電力(株)北陸支社長	中島 宏	
	日本海ガス(株)代表取締役社長	新田 八朗	
	高岡ガス(株)代表取締役社長	菅野 克志	
	西日本旅客鉄道(株)金沢支社長	三浦 勝義	
	中日本高速道路(株)金沢支社長	加藤 英樹	
	日本通運(株)富山支店長	宮川 治樹	
	富山地方鉄道(株)代表取締役社長	川岸 宏	
	加越能鉄道(株)代表取締役社長	川岸 宏	
	西日本電信電話(株)富山支店長	奥田 全毅	
	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸支社長	廣兼 実俊	
	日本赤十字社富山県支部事務局長	数田 定夫	
	(社)富山県医師会会長	岩城 勝英	
	(社)富山県歯科医師会会長	吉田 季彦	
	(社)富山県薬剤師会理事	渡辺 悅子	
	(社)富山県看護協会会長	三谷 順子	
	(福)富山県社会福祉協議会専務理事	海野 進	
	富山県土地改良事業団体連合会会長	河合 常則	
	日本放送協会富山放送局長	北村 廣明	
	北日本放送(株)代表取締役社長	横山 哲夫	
	富山テレビ放送(株)代表取締役社長	武藏 徹	
	(株)チューリップテレビ 代表取締役社長	島倉 正	
	(株)北日本新聞社代表取締役社長	河合 隆	
	富山新聞社代表	宮本 佐智夫	
計(会長を除く)		53名	

1号委員 当該県を管轄する指定地方行政機関(法第2条第4号)の長又はその指名する職員

2号委員 当該県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長

3号委員 当該県の教育委員会の教育長

4号委員 当該県の県警察本部長

5号委員 当該県の知事がその部内の職員のうちから指名する者

6号委員 当該県の市町村長及び消防機関の長のうちから知事が任命する者

7号委員 当該県において業務を行う指定公共機関(法第2条第5号)又は指定地方公共機関(法第2条第6号)  
の役員又は職員のうちから知事が任命する者

## 参考資料2

## 富山県防災会議 原子力災害対策部会 委員名簿

平成23年9月2日現在

区分	委員名	
	職名	氏名
防災会議会長	富山県知事	石井 隆一
専門委員 (学識経験者) (五十音順)	(独) 放射線医学総合研究所理事	明石 真言
	富山大学大学院医学薬学教育部教授	奥寺 敬
	大阪大学大学院工学研究科教授	片岡 黙
	(独) 原子力安全基盤機構理事長代理	中込 良廣
	(財) 放射線影響協会常務理事	野村 保
(県)	富山県環境科学センター所長	堀 武司
(市町村)	高岡市長	高橋 正樹
	氷見市長	堂故 茂
委員 (指定地方行政機関)	中部経済産業局長	紀村 英俊
	北陸地方整備局長	前川 秀和
	北陸信越運輸局長	最勝寺 潔
	東京管区気象台富山地方気象台長	藤井 幹雄
	第九管区海上保安本部伏木海上保安部長	井上 雅英
(自衛隊)	陸上自衛隊第14普通科連隊長	富樫 勇一
(県)	富山県知事政策局長	吉田 修
	富山県教育委員会教育長	寺林 敏
	富山県警察本部長	萱嶋 満津保
(消防機関)	富山県消防長会長	兜山 邦宏
	財団法人富山県消防協会会長	佐伯 光一
〔指定公共機関及び 〔指定地方公共機関〕	日本赤十字社富山県支部事務局長	数田 定夫
	社団法人富山県医師会会長	岩城 勝英

## 災害対策基本法（抄）

### （定義）

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
  - 二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
  - 三 指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。
    - イ 内閣府、官内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関
    - ロ 内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに官内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項並びに国家行政組織法第八条に規定する機関
    - ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに官内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関
    - ニ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関
  - 四 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第四十三条及び第五十七条（官内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに官内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
  - 五 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、日本郵政公社、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
  - 六 指定地方公共機関 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の港務局、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五条第一項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。

### （都道府県防災会議の設置及び所掌事務）

- 第十四条 都道府県に、都道府県防災会議を置く。

### （都道府県防災会議の組織）

- 第十五条 都道府県防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。
- 2 会長は、当該都道府県の知事をもつて充てる。
  - 3 会長は、会務を総理する。
  - 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
  - 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
    - 一 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
    - 二 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
    - 三 当該都道府県の教育委員会の教育長
    - 四 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長
    - 五 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者
    - 六 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者
    - 七 当該都道府県の地域において業務を行なう指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者
  - 8 前各項に定めるもののほか、都道府県防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の条例で定める。

## 富山県防災会議条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第15条第8項の規定に基づき、富山県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委員の任期)

第2条 市町村長及び消防機関の長のうちから任命された委員並びに指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

### (専門委員の任期)

第3条 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

### (幹事)

第4条 防災会議に幹事30人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。  
3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

### (部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。  
3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。  
4 部会長は、部会の事務を掌理する。  
5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

### (細則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定めるものとする。

### 附 則

この条例は、災害対策基本法の施行の日から施行する。

### 附 則(昭和37年条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

# 富山県防災会議運営規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、富山県防災会議条例(昭和37年富山県条例第33号)第6条の規定に基づき、富山県防災会議(以下「防災会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (会議)

第2条 防災会議の会議は、防災会議の会長が招集する。

- 2 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。この場合、代理出席者は委員とみなす。

## (会議の種類)

第3条 会議は、定例会と臨時会とする。

- 2 定例会は、原則として毎年度当初に開催する。
- 3 臨時会は、災害の発生その他会議の必要は生じたときその都度開催するものとする。
- 4 委員は、会議の必要があると認めたときは、会長に会議の招集を求めることができる。

第4条 前2条の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、会長が適宜の方法により関係のある委員と協議して決定することができる。

- (1) 緊急を要する事態が発生し、防災会議を開くいとまがないとき。
  - (2) 決定を要する事項が一部の特定機関にのみ関係のある事項で早急に措置を要するとき。
  - (3) 軽易な事項で、早急に措置を要するとき。
- 2 会長は、前項各号による決定をしたときは、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

## (部会)

第5条 部会は、部会長が招集しその議長となる。

- 2 部会の議事は、出席委員および専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (幹事会)

第6条 防災会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長が招集し、あらかじめ会長が指名する幹事がその議長となる。
- 3 幹事会は、次の事項を処理する。
  - (1) 防災会議に提出する議案の作成
  - (2) その他、会長から命ぜられた事項

## (事務局長)

第7条 防災会議にその事務を処理させるために事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、富山県知事政策局長をもって充てる。
- 4 事務局長は、会長の命を受け局務を掌理する。

## (細則)

第8条 この規程によるもののほか、必要な事項は、その都度防災会議にはかつて定める。

## 附 則

この規程は、昭和37年12月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

## 富山県防災会議部会設置規程

### (設置)

第1条 富山県防災会議条例(昭和37年富山県条例第33号)第5条の規定により、富山県防災会議に専門の事項を調査、審議するため、次の部会を置く。

- (1) 災害救助部会
- (2) 通信情報部会
- (3) 地震対策部会
- (4) 雪害対策部会
- (5) 原子力災害対策部会

### (所掌事務)

第2条 部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助部会  
災害救助にかかる救助組織、編成計画に関する事務
- (2) 通信情報部会  
災害関係予報、警報、災害関係情報の伝達および収集組織計画の整備に関する事務
- (3) 地震対策部会  
地震対策全般に関する事務（県地域防災計画震災編の修正、調査等）
- (4) 雪害対策部会  
雪害対策全般に関する事務（県地域防災計画雪害編の修正、調査等）
- (5) 原子力災害対策部会  
原子力災害対策全般に関する事務（県地域防災計画事故災害編の修正、調査等）

### 附　　則

この規程は、昭和57年7月2日から施行する。

### 附　　則

この規程は、平成19年10月15日から施行する。